

# 指定ごみ袋制度の導入について

豊橋市環境部

## 目 次

1. 豊橋市のごみ出しの現状と課題	1
2. 指定ごみ袋制度とは	2
3. 対象になるごみの種類	3
4. 指定ごみ袋の種類	4
5. 指定ごみ袋の販売・購入	5
6. 実施時期	5
7. 指定ごみ袋制度についてのQ&A	6
【参考】今後のごみ分別・収集方法について	8
環境部のお問合せ先一覧	10

## 1. 豊橋市のごみ出しの現状と課題

本市では平成10年度から、ごみ出し袋について「透明又は半透明の袋」をご利用いただくようお願いしてきました。

しかしながら、最近では紙袋やダンボール箱、中身が見えない袋を使ったごみの持ち出しや、事業系のごみの持ち出しが見受けられるほか、市境の地域では他市町からごみが持ち込まれやすくなっています。

これらのマナー違反のごみや分別間違いのごみが原因で、ごみステーションが乱雑になったり、ごみ収集車の火災が発生するといった課題を抱えています。

乱雑にごみが出されたごみステーション



ダンボール箱によるごみの持ち出し



事業系ごみの持ち出し



分別間違いのごみが原因で発生した火災



ごみ分別・持ち出しマナー  
が守られないと・・・

- ごみステーション周辺の生活環境が悪くなってしまいます
- ごみステーションを管理している自治会等の負担が増えてしまいます
- マナー違反のごみのごみステーションに出されると、それにつられて違反ごみが増えてしまいます
- 大切な資源がリサイクルできなくなってしまいます

## 2. 指定ごみ袋制度とは

指定ごみ袋制度とは、市がごみ袋の規格（大きさ、色、形など）を定め、その袋を使って市民の皆様にごみを持ち出していただく制度です。

対象となるごみの区分により、使っていただくごみ袋の種類も異なります。

なお、この指定ごみ袋制度は、袋の値段にごみ処理手数料を上乗せする「ごみの有料化」ではありません。

### 【指定ごみ袋を導入する目的】

#### ① ごみ分別とごみ出しマナーの徹底

指定ごみ袋に、「もやすごみ」や「こわすごみ」といった分別区分の名前やごみ出しルールを表記することで、ごみ分別とごみ出しマナーを徹底します。

#### ② ごみステーションの乱雑化の防止

指定されたごみ袋を使ってごみ出しをしてもらうことで、ダンボール箱や中身の見えない袋によるごみの持ち出しを抑制し、ごみステーションの乱雑化やごみの散乱を防止します。

#### ③ 事業系ごみや市外からのごみの混入防止

ごみステーションに持ち出せるのは家庭ごみだけであることを明確にして、事業系ごみなどの不適正なごみの持ち出しを抑制します。

また、近隣の自治体で使われている指定ごみ袋との違いを明確にすることで、市外からのごみの持ち込みを防止します。

#### ④ ごみ収集作業の迅速化と安全の確保

収集時にごみの分別状況を確認しやすくなり、間違ったごみの混入が原因で発生する車両火災や収集員のケガなどを未然に防ぐことができます。

#### ⑤ ごみ減量やリサイクルについて意識を持っていただく

本市のごみ排出量は、他都市と比べると多く、リサイクル率も低い水準です。

指定ごみ袋を使ってごみ出しをすることで、「ルールを守ってごみを出している」という意識を持っていただき、ごみ減量やリサイクルの促進につなげることを目指します。

### 指定ごみ袋制度の効果【岡崎市の例】

岡崎市では平成 14 年度から、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、紙製容器包装の持ち出しに指定ごみ袋制度を導入しています。

指定ごみ袋制度の導入によって、分別を行う市民の負担や不適正排出者に対応する市の負担が増えましたが、ごみの散乱防止やごみ処理量の削減、ごみ減量・リサイクルに関する市民意識の浸透に効果がありました。

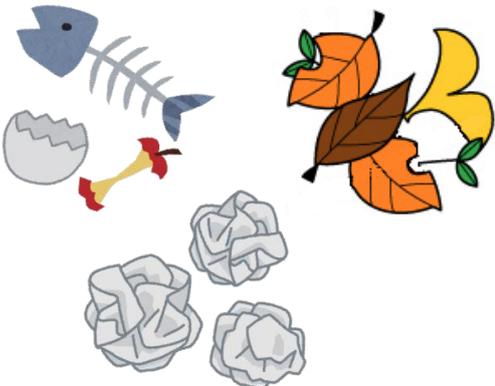


岡崎市のごみステーションの様子(不燃ごみ)  
全てのごみが指定ごみ袋に入れられています

### 3. 対象になるごみの種類

指定ごみ袋の対象になるのは、「もやすごみ」と「こわすごみ」です。  
その他のごみ（プラスチック（資源）、ペットボトル、布類、うめるごみ、危険ごみ）は、引き続き透明又は半透明の袋で持ち出すことができます。

対象になるごみ

<p><b>もやすごみ</b></p> 	<p><b>こわすごみ</b></p> 
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定ごみ袋を使って持ち出してください

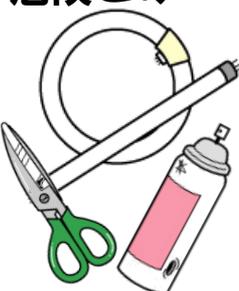
「もやすごみ」や「こわすごみ」を資源化センターに自己搬入する場合も、指定ごみ袋に入れて持ち込んでください。

※ 資源化センターへの自己搬入は、引越しごみなど、一時的に多量のごみが出る場合に限ります。



資源化センター

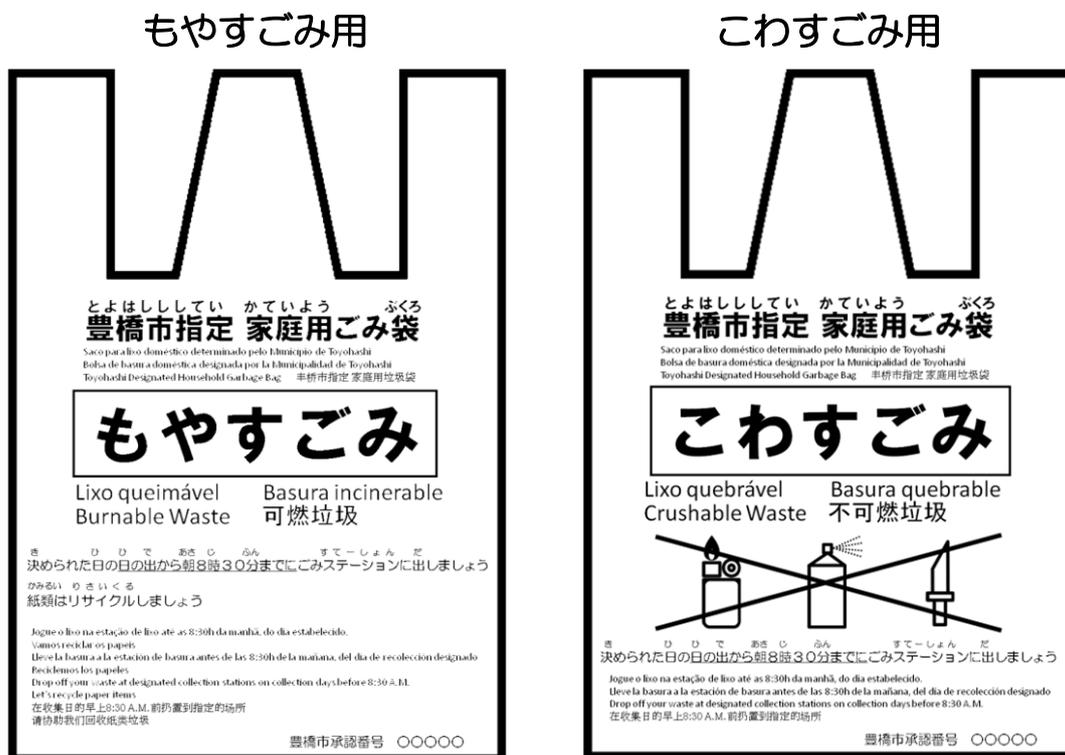
対象にならないごみ

<p><b>プラスチック（資源） ペットボトル</b></p> 	<p><b>布類</b></p> 	<p><b>うめるごみ</b></p> 	<p><b>危険ごみ</b></p> 
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

今まで通り  
透明又は半透明の袋を使って持ち出してください

#### 4. 指定ごみ袋の種類

指定ごみ袋の種類は、もやすごみ用とこわすごみ用の2種類で、サイズはそれぞれ45リットル、30リットル、20リットル、10リットルの4つ、形は手さげ型です。



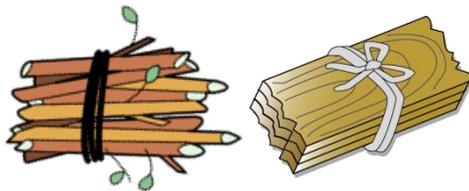
白色半透明・赤文字

白色半透明・黒文字

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語を表記

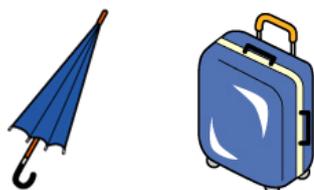
○ 次のごみは、指定ごみ袋を使わずにごみステーションに持ち出すことができます。

【もやすごみ】木の枝、木の板



長さ60センチ以下、直径30センチ以下に束ねて、ひもでしばって持ち出してください。

【こわすごみ】45リットルの指定ごみ袋に入らない大きさのもの ※



ひもでしばるなどして、そのまま持ち出してください。

※ 一辺の長さが60センチ以上の電気・ガス・石油器具類、90センチ以上の家具類、120センチ以上の日用品類はごみステーションに持ち出すことはできません。「大きなごみ」です。戸別収集(有料)を申し込むか、資源化センターに自己搬入(無料)してください。

## 5. 指定ごみ袋の販売・購入

### ○ 販売店

スーパーやコンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等、市販のごみ袋を取り扱っている販売店で購入できるよう、市は協力を求めています。

なお、指定ごみ袋の販売開始時期は、年内を想定しています。

(指定ごみ袋の製造には市の承認が必要ですが、販売に市の許可は必要ありません。)

### ○ 販売価格

指定ごみ袋は、市販のごみ袋と同様、それぞれの販売店が独自に定める価格(市場価格)で販売されます。そのため、販売店ごとに価格が異なります。

市は指定ごみ袋の販売価格を定めません。

また、今回の指定ごみ袋制度は、袋の値段にごみ処理費用を上乗せする「ごみの有料化」ではありません。



## 6. 実施時期

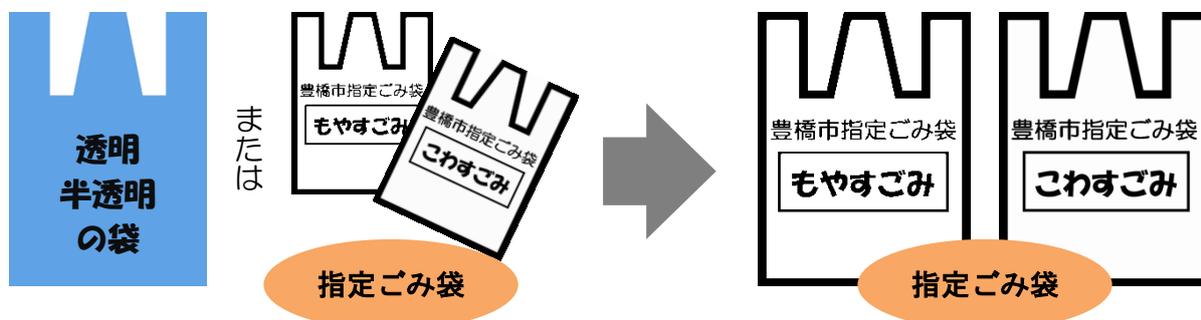
平成28年4月1日から完全実施します。

### 試行期間

平成28年2月1日 ~ 3月31日

### 完全実施

平成28年4月1日



- ・ 試行期間前でも指定ごみ袋を使って家庭ごみを持ち出すことができます。
- ・ 試行期間中は、指定ごみ袋に加えて、透明又は半透明の袋でも「もやすごみ」「こわすごみ」を持ち出すことができます。
- ・ 完全実施後は、指定ごみ袋以外の袋で持ち出された「もやすごみ」「こわすごみ」は収集されません。

## 7. 指定ごみ袋制度についてのQ & A

### Q 指定ごみ袋を導入すると、ごみステーションがきれいになるのですか？

他都市の例を見ても、指定ごみ袋制度はごみステーションの乱雑化防止に大きな効果がありますが、指定ごみ袋を導入するだけでなく、不適正に出されたごみの取り残し強化や制度の周知啓発なども必要だと考えています。

市民の皆様や自治会の皆様の協力を頂きながら、指定ごみ袋制度の定着に取り組んでいきます。

### Q 指定ごみ袋制度が始まると、透明・半透明の袋は使えなくなるのですか？

指定ごみ袋の対象になるのは、「もやすごみ」と「こわすごみ」ですので、その他のごみ（プラスチック（資源）、ペットボトル、布類、うめるごみ、危険ごみ）の持ち出しには、引き続き透明又は半透明の袋をご利用いただけます。また、生ごみやおむつなどを小分けして入れる「内袋」としてもお使いいただけます。

### Q もやすごみ、こわすごみ以外のごみの出し方に変更はありますか？

もやすごみとこわすごみ以外のごみの持ち出し方法に変更はありませんが、平成29年度中、「生ごみ」の分別収集開始と、ビンカンボックスの廃止に伴う「びん・カン」のごみステーションでの収集開始を予定しています。（8～9ページ参照）  
詳細は今後、広報や説明会、説明チラシ等でお知らせいたします。

### Q 指定ごみ袋を使っても、分別ができていないごみは取り残されますか？

分別が守られていないごみについては、指定ごみ袋に入っても取り残しをさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### Q 指定ごみ袋制度の導入により、不法投棄や野焼きが増えるのでは？

他の自治体で、指定ごみ袋の導入により不法投棄が増えたという事例は聞かれませんが、パトロールや監視カメラなどにより抑制を図っていきます。

また野焼きは、バーベキューなどの例外を除いて法律で禁止されています。

巡回や啓発は今後も取り組んでいきますが、これらの行為を発見した場合は、市役所廃棄物対策課（51-2410）までご連絡ください。

### Q 指定ごみ袋制度は、ごみの有料化ではないのですか？

今回豊橋市が導入する指定ごみ袋制度は、ごみの有料化ではありません。

ごみの有料化は、ごみ袋の価格に「1袋当たり〇〇円」といった手数料を上乗せするなどして、ごみを出す方にごみ処理費用の一部を負担してもらう制度です。

**Q 530運動（地域の清掃活動）で出たごみも指定ごみ袋で出さなければいけませんか？**

地域の清掃活動で出たごみも、指定ごみ袋を使って持ち出すことができますが、市では自治会やPTA、サークルなどで実施される地域清掃のために、市（530運動環境協議会）では530運動専用のごみ袋をお配りしています。

詳細は市役所環境政策課（51-2414）までお問い合わせください。

**Q 古紙はどのように処分したらいいですか？**

家庭で不用になった古紙は、地域資源回収に持ち出していただくか、リサイクルステーションや環境センター、古紙リサイクルヤードなどに持ち込んでください。

なお、汚れたり濡れたりしてリサイクルできなくなった古紙は、指定ごみ袋に入れて「もやすごみ」として持ち出してください。

**○ 市のホームページで、お住まいの地域の地域資源回収の予定をお知らせしています**

**【URL <http://www.city.toyohashi.lg.jp/6176.htm>】**

（トップページから“地域資源回収”で検索）

**○ 資源回収拠点のご案内**

	持ち込めるもの	受付時間
<b>リサイクルステーション</b> ・イオン豊橋南店（野依町） ・ふれあいコープあ・ん・ず（牟呂町） ※平成27年11月末まで（予定） ・あずまだ（東雲町）	古紙、布類、 小型家電、 食用油	午後1時～午後5時 （1月1日～3日を除く毎日）
<b>環境センター</b> ・東部環境センター（飯村町） ・西部環境センター（神野新田町） ・南部環境センター（東七根町）	古紙、布類、 小型家電	平日 午前8時15分～午後5時

**古紙リサイクルヤード**

安藤スペンド商会（植田町）	25-3910	羽田商店（岩田町）	63-1523
小倉商店（新栄町）	090-3858-3555	(有)福井紙業（大岩町）	41-1332
(有)カワイ（牛川町）	61-1966	福田三商(株)豊橋営業所（問屋町）	31-4398
(株)神田商店（向山町）	53-2353	(株)ホソキ（小池町）	45-1516
佐久間商店（菰口町四丁目）	31-0771	(株)宮崎豊橋営業所（飯村町）	62-0144
新和製紙(株)（前田南町一丁目）	52-6781	(株)明輝クリーナー本社（若松町）	25-1026
高橋紙業（高田町）	46-0795	(株)明輝クリーナー原町工場（原町）	41-7530
(株)トリックスメタル（花田町）	31-7977	(株)山治紙業豊橋営業所（藤並町）	47-3251
(有)夏山商店（岩屋町）	61-9232		

※受入可能な古紙の種類や受入日時は業者により異なります。事前にご確認ください。

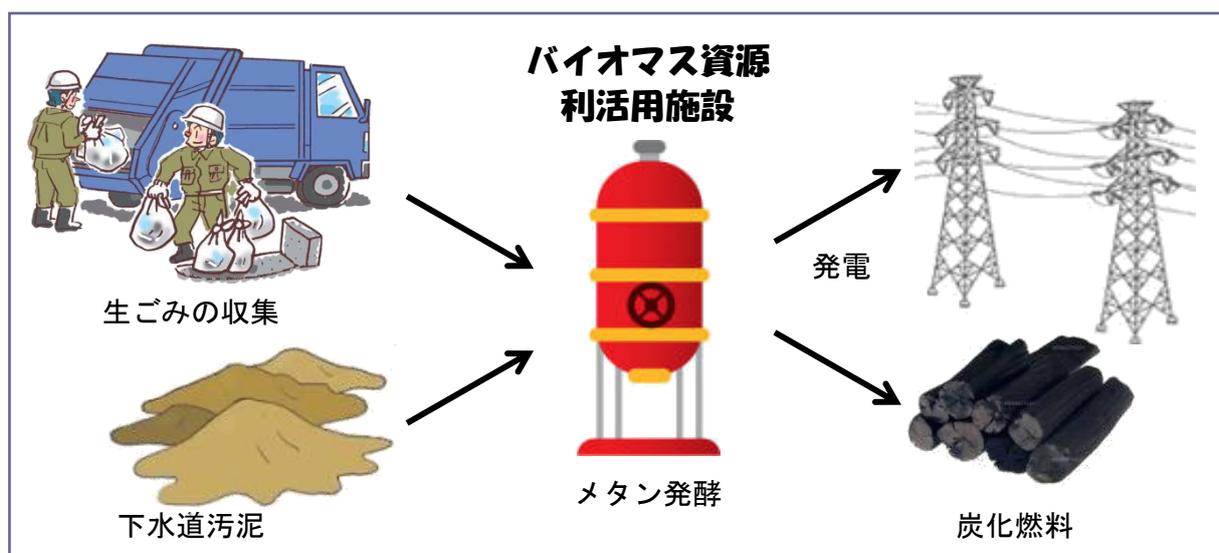
## 【参考】今後のごみ分別・収集方法について

### 【生ごみの分別収集】平成29年度中の実施を予定

家庭から出る生ごみは「もやすごみ」として持ち出していただいておりますが、「生ごみ」も資源としてリサイクルできます。

そこで、「生ごみ」を新しい分別として持ち出していただく取り組みを始めます。

分別された生ごみは、下水処理施設から出る汚泥と一緒に、専用の処理施設でバイオマス資源として活用されます。



### ○想定している主な生ごみ

野菜



惣菜



果物



調理くず



菓子類



穀類



肉類



魚貝類



- 食べ物として人の口に入るもの、食べ残し、調理くず、賞味期限切れの食品などを「生ごみ」として想定していますが、具体的な品目や分け方については、現在検討を行っています。
- 生ごみ専用の指定ごみ袋を使って、ごみステーションに持ち出していただくことを予定しています。

## 【ビンカンボックスの廃止／ステーション収集への移行】 平成29年度中の実施を予定

### ○ ビンカンボックスの現状

本市では、平成3年度からビンカンボックスを段階的に設置し、現在では市内約2,200か所に約3,000基が設置されています。

ビンカンボックスは、24時間、365日びん・カンを持ち出すことができるため、非常に便利ですが、騒音や資源の抜き取り、老朽化、生ごみ・動物のフンや死体・危険物の投入といった多くの問題を抱えています。



### ○ ビンカンボックス廃止後のびん・カンの持ち出し方

上記の問題への対応やびん・カンの適正な持ち出しのために、市では平成29年度にビンカンボックスを廃止することを計画しています。

ビンカンボックスの廃止後は、透明又は半透明の袋を使って、現在のごみステーションに持ち出していただくことを予定しています。

## 【今後のごみ分別・収集方法の周知・説明について】

生ごみの分別収集やびん・カンのステーション収集など、家庭ごみの分別や持ち出し方法を変更する際は、指定ごみ袋制度の導入と同様に、分かりやすい説明に努めます。

- 説明会の開催
- 説明チラシ、ごみガイドブックの全世帯配布
- ごみステーションでの啓発活動
- 広報とよはし など

## 環境部のお問合せ先一覧

課(室)名	電話番号	主な業務	場所
環境政策課	51-2399	指定ごみ袋制度、ごみ減量・リサイクルの啓発、地域資源回収、530運動、リサイクルステーション、生ごみ処理機購入補助・貸し出し、大きなごみ証紙、	市役所 西館5階
廃棄物対策課	51-2410	一般廃棄物処理業者の許可・指導・監督、廃棄物処理施設・産業廃棄物処理業者の許可・指導・監督、不法投棄対策、浄化槽設置費補助	市役所 西館5階
環境保全課	51-2390	自然環境の保全・啓発、雨水貯留槽設置補助、大気・騒音・悪臭等の規制、水質・土壌・地下水等の規制	市役所 西館5階
	51-2397	【環境調査センター】 大気・水質等の環境調査	市役所 立体駐車場 5階
温暖化対策 推進室	51-2419	電動アシスト自転車・電動バイク・EV・PHV・太陽光発電システム・エネファームの購入補助、温暖化対策の推進	市役所 西館5階
業務課	61-4136	ごみ収集（ごみステーション、ピンカンボックス）、ごみの分別、ふれあい収集、資源物の持ち去り対策、ごみステーションの設置・移動、看板・ネットの配布	東部環境 センター (飯村町)
	69-0530	【戸別収集受付センター】 大きなごみの戸別収集の申し込み	
施設課	46-5304	【資源化センター】 もやすごみ・こわすごみ・大きなごみ・危険ごみ、プラスチック（資源）、パソコンの受け入れ	資 源 化 センター (豊栄町)
施設建設室	38-0777	資源化センター更新計画の推進	
埋立処理課	25-0145	【最終処分場】 うめるごみの受け入れ	最終処分場 (高塚町)